第1号様式(第9条関係)

			作成年度	平成 2	6年度	次回見	直し予定	平成 31 年度
条	例 名	神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例						
条	例 番 号	平成 13 年神奈川県条例第 64 号 法 規 集 第 11 編第 5 章						章
所	管 室 課	県土整備局河川下水道部流域海岸企画課						
条	例の概要	公共の水域及び陸域における秩序の維持を図るため、プレジャーボートの所有						
	者等の責務や保管場所の届出など、必要な事項を定めている。							
検	視点	検	討 内	容			備	考
	必要性 現在でも 必要な条 例か。	国において小型 ける法制度が創設 の発生の防止のた 有者等に保管場所 現在においても必	されておら かには、フ fの届出を	ず、新た プレジャ-	- な不法 - ボート	係留の所		
	有効性 現行の内 容で課題 が解決で きるか。	本条例にて保管 直近5年間に限っ 後の累計では1,5 係留船の発生の る。	っても 519 件 599 件の届出	‡の届出 <i>t</i> ☆があり、	が、条例 新たな	加施行 は不法 ・てい	平成 21 年度 届出件数の 平成 14 年度 届出件数の	計 519 件
	効率性 現行の内容で効率 的といえるか。	本条例は、新た 行政目的を達する 有者等に保管場所 を課したものであ	ために、フ fの届出とい 5リ、効率的	プレジャ- Nう必要聞]である。	- ボート }小限の	·の所)義務		
討	基本方針適合性の基本的な方針に適合しているか。	「かながわグランドデザイン」実施計画の主要施策である「治水対策の推進」において、「不法係留対策の推進」が位置付けられており、本条例により新たな不法係留の発生の防止を行うことは、県政の基本的な方針に適合している。						
	適法法、抵金にしいか。その他	本条例は、河川法の趣旨を踏まえた内容となっており、憲法、法令に抵触するものではない。				-		
 見		 上及び運用の改善等の)必要はない					
直							の運用上の課題は見受けら	
l l	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない					」 赤 例の 1ため。	ᆺᆂᄭᅩᄭᅒ	(応)の元又() り
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。							
果	5 廃止を検討する。							
		-						